

選挙人名簿抄本閲覧申出書(兼誓約書)

令和8年1月10日

(あて先)板橋区選挙管理委員会委員長



閲覧申出者

氏名 板橋 一郎

住所 板橋区板橋2-66-1

電話 03-3579-2681

申出者が政党その他の政治団体である場合にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地を記入してください。「閲覧申出者」欄には申出者の署名その他措置を行ってください。

下記のとおり、選挙人名簿抄本を閲覧する必要がありますので、閲覧の申出をします。

活動の内容	1 登録の確認		2 政治活動(選挙運動を含む)	
閲覧者氏名	板橋 一郎	閲覧者電話番号	03-3579-2681	
閲覧者住所	板橋区板橋2-66-1			
閲覧者に関する事項	(閲覧者を閲覧申出者が指定するものである場合、その旨を記載すること。閲覧申出者が政党その他政治団体である場合には、併せて閲覧者が当該政党その他の政治団体の役職員・構成員である旨を記載すること)			
閲覧年月日 閲覧時間	令和8年 1月 20日	午前・午後	14時 30分から	午後 15時 00分まで
閲覧の目的	1 選挙人名簿登録の有無を確認するため 2 その他(目的を具体的に記入してください) (目的)			
閲覧の方法	1 読取	2 書写	閲覧事項の管理方法	(閲覧事項の管理体制)
閲覧対象者の範囲	(地域・件数を具体的に記入してください。※個人の場合、当該者と申出者との関係について記載) 板橋一郎(本人)、板橋花子(配偶者)、板橋次郎(子) 3件			
転記事項	1 住所	2 氏名	3 生年月日	4 性別
申出者が公職の候補者等であるとき				
立候補しようとする選挙の種類	(現職の場合は、その職名も併せて記入してください)			
申請に必要な添付書類				

第1号様式（裏）（第2条関係）

閲覧事項の廃棄時期	令和8年 5月 30日
閲覧事項の廃棄方法	1 焼却 2 裁断 3 その他（ ）
備考	

- 誓約事項
- 1 転記については貴職の指示に従います
  - 2 転記した事項については申請の目的以外に使用しません
  - 3 転記した事項については一切公表いたしません

(注1) 選挙管理委員会では、公職選挙法第28条の4第7項の規定により毎年閲覧申出者の「閲覧年月日」「氏名」「事務所等の所在地（法人の場合のみ）」「閲覧の目的」「閲覧の範囲」を公表します。

(注2) 閲覧する名簿には、DV及びストーカー行為等の被害者保護のための措置を受けている者は記載されていません。

上記の誓約事項及び注意文を確認しました  署名 板橋 一郎